

発議第3号
令和4年12月7日

山都町議会議長 藤澤 和生 様

提出者 山都町議会議員
賛成者 山都町議会議員
賛成者 山都町議会議員
賛成者 山都町議会議員

工藤文範
吉川美如
飯南政俊
矢仁田秀典

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び山都町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

（提出の理由）

令和4年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。

また、行財政改革の一環として、令和5年4月1日以降の熊本県内及び宮崎県五ヶ瀬町への旅行に係る諸費の支払いを廃止するにあたり、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年山都町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の132.5」を「100分の130.0」に改める。

第3条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表諸費の欄中ただし書を次のように改める。

ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定による改正後の山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

第1条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年山都町条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

第2条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年山都町条例第21号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の130.0</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

第3条 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年山都町条例第21号）新旧対照表

現行							改正後（案）						
別表（第4条関係）							別表（第4条関係）						
区分	航空運賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）		区分	航空運賃	鉄道賃及び船賃	車賃	諸費 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	
					甲地方	乙地方						甲地方	乙地方
議長 副議長 議員	実費	1 鉄道賃 運賃（急行料金を含む。） 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	37円/km	2,200円。ただし、町内、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行は、550円	13,000円	12,000円	議長 副議長 議員	実費	1 鉄道賃 運賃（急行料金を含む。） 2 船賃 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃。ただし、運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する経費	37円/km	2,200円。ただし、熊本県内又は宮崎県五ヶ瀬町への旅行には、支給しない。	13,000円	12,000円
備考 公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。							備考 公用車使用の場合は、車賃を支給しない。私用車での旅行は、車賃を支給する。						